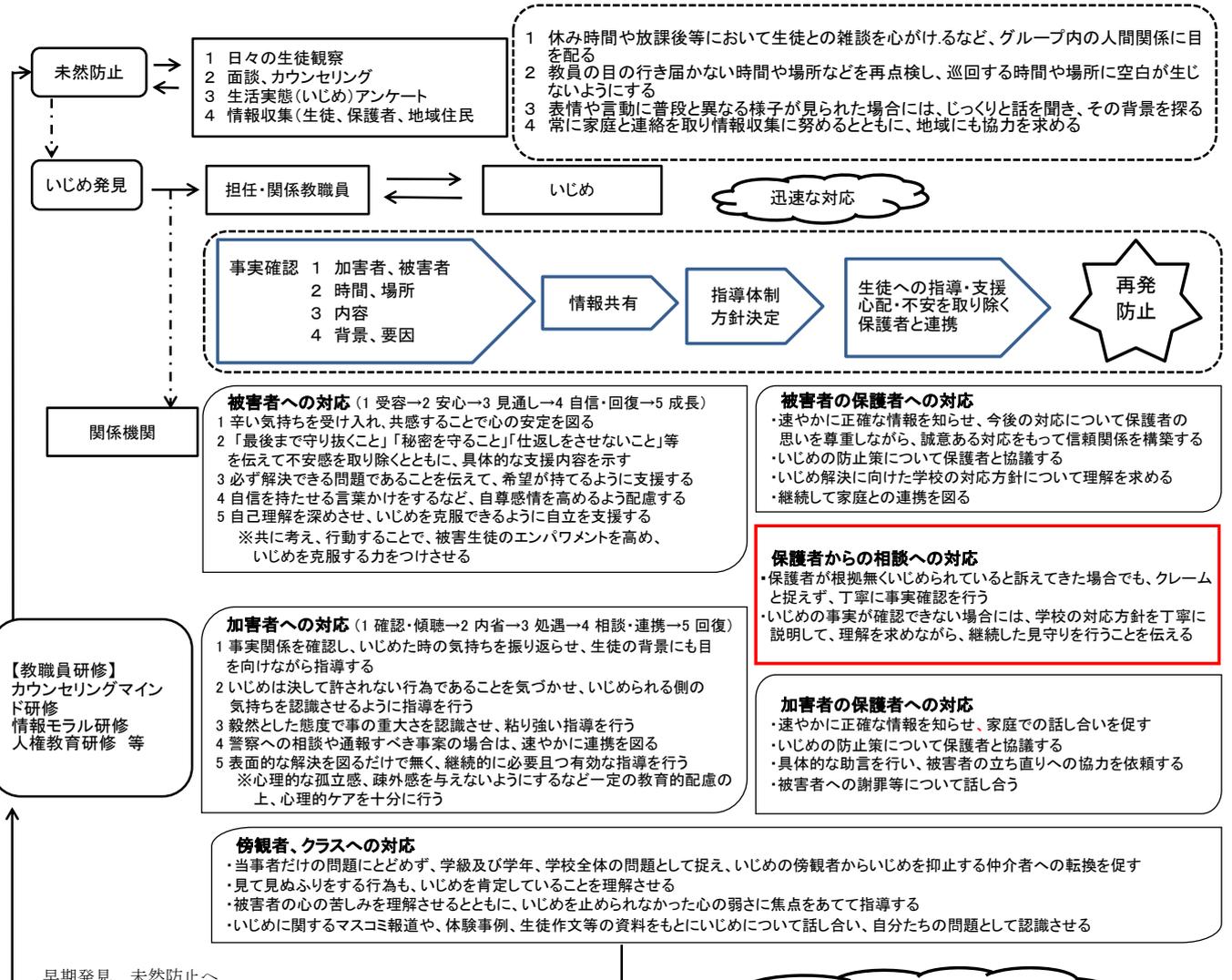


Ⅲ 組織的対応

いじめは未然に防ぐことが最良であるが、万一発見した場合にはいじめ対策委員会を中心に組織的に対応する。特定の教職員がひとりで抱え込んだり、隠したりすることなく、学校長のリーダーシップのもと学年や学校全体で組織的に対応することが大切である。
 取組にあたっては迅速な対応を心がけ、情報を得たその日のうちに方針を決定し対応することとする。ただし、重大事態や加害者、被害者の意識にずれのある場合やネット関係等については、把握した状況を十分に検討し、関係機関とも連携の上、慎重に対応する。



- ★生徒への指導ポイント
- 1 掲示板等ネットでの誹謗・中傷等の書き込みを行うことはいじめであり、決して許されることではないこと
 - 2 匿名で書き込んだり、書き込みを行った個人が特定できること(重大犯罪につながり、悪質な場合は、犯罪となり警察に検挙されることもある)
 - 3 インターネットを利用する際にも、マナーがあり、マナーを守ることに自分へのリスクも回避されること
- ※スマートフォンの使用については、十分に注意させる。特に、LINE、Facebook等で書いた誹謗・中傷は、完全な削除が困難であることやGPSの位置情報によりストーリー被害にあったり犯罪に巻き込まれたりすること、セキュリティについても自分が被害に遭わないように十分に注意して使用するなど、指導の徹底を図る
- ※その他、教職員の情報モラルに係る指導力の向上や保護者への啓発と家庭・地域との連携を推進する

いじめにより生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがある事案(重大事態)が発生した場合

- ・直ちに、教育委員会に報告するとともに、教育委員会の支援を受けながら、校長のリーダーシップのもと、学校が主体的・組織的に対応して事案の解決にあたる
- ・事案の経緯や特性、いじめられた生徒や保護者の訴えなどを踏まえて、迅速にいじめの解消を図る
- ・被害生徒及びその保護者への対応、警察など関係機関との連携、保護者会の開催の有無などについては、慎重な判断のもと迅速に対応する
- ・緊急時のマスコミ対応については、管理職を窓口、「迅速性・同時性・均一性」を大切に、誠実な対応に努める
- ・スクールカウンセラーや所轄の警察など外部専門家の協力を得ながら実効的な解決を図る